

マイホームで快適なおうち時間を。

住宅取得に
使える

3つの
支援策

併用可能です

- ① 住宅ローン減税で13年間の税額控除
- ② 贈与税非課税枠は最大1,000万円
- ③ こどもみらい住宅支援事業^{を開始}

新築

子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に、最大100万円補助

リフォーム

すべての世帯を対象に、最大30万円補助

(子育て世帯や若者夫婦世帯の場合等は上限をさらに引き上げ(最大60万円))

詳細は裏面のHPまたはお問合せ先へ

3つの支援策 それぞれの要点

① 住宅ローン減税で13年間の税額控除

概要 ・住宅ローン残高の0.7%を原則13年間※、所得税額と住民税額の一部から税額控除。
※新築住宅の場合。既存住宅の場合は10年間。
・住宅の省エネ性能等に応じ控除額を上乗せ

対象者 令和4年1月から令和7年12月末までに入居した方

詳細は

お問合せ先 国土交通省住宅局住宅企画官付 ☎03-5253-8111 (代表)

② 贈与税非課税枠は最大1,000万円

概要 親や祖父母等から資金贈与を受けて住宅の取得等をした場合、
最大1,000万円までの贈与が非課税

対象者 令和4年1月から令和5年12月末までに贈与を受けた方

詳細は

お問合せ先 国土交通省住宅局住宅企画官付 ☎03-5253-8111 (代表)

③ こどもみらい住宅支援事業を開始

概要 新築 子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に、最大100万円補助
リフォーム すべての世帯を対象に、最大30万円補助
(子育て世帯や若者夫婦世帯の場合等は上限をさらに引き上げ(最大60万円))

対象者 令和3年11月26日以降に契約を締結し、令和4年10月31日までに申請した方
※申請は住宅事業者を通じて行います。
※予算上限に達した場合、申請受付を早く終了する可能性があります。

詳細は

お問合せ先 こどもみらい住宅支援事業事務局
☎0570-033-522 (通話料がかかります。) <https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>
受付: 9時~17時(土日祝を含む) ※IP電話等からのご利用の場合 042-204-0994



詳しくは国土交通省のHPへ

<http://www.mlit.go.jp>